

地下水浄化に係る中間評価の実施

1 内容

- (1) 揚水井戸（28箇所）及び観測井戸から得られた地下水質データに基づき、本協議会委員である専門家からの助言を得て、浄化効果について評価を行う。評価の実施時期は平成28年9月。
- (2) 評価結果に基づき、必要となる追加対策工を検討する。
- (3) 評価結果等について協議会に報告し、意見を聴く。
- (4) 追加対策工は平成29年度に実施する。（国と協議を行い、追加対策工の早期着手に努める。）
- (5) 平成29年度以降も地下水質データの推移を見ながら適時浄化効果を評価していく。

2 スケジュール

